

# 償却資産について

## 1. 償却資産とは

固定資産税は、土地及び家屋のほか、償却資産についても課税の対象となります。

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いる構築物、機械器具、備品等が対象となります。

1月1日（賦課期日）現在、市内に償却資産を所有されている方は、所有されている償却資産について、毎年1月末までに申告をしていただく必要があります。

なお、所有権移転外リースの場合は、償却資産を所有している貸主の方に申告をして頂く必要があります。

◆根拠法令 地方税法第383条（申告義務）

### <償却資産の対象となるもの一例>

①構築物	門、塀、庭園、舗装（駐車場）路面、広告塔、発電設備、内装・内部造作外構、緑化設備など
②機械及び装置	電気機械、土木機械、各種産業用機械及び装置など
③船舶	一般船舶、漁船、ヨット、ボートなど
④航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤車両及び運搬具	大型特殊自動車、各種運搬車など（自動車税、軽自動車税の課税対象外のもの）
⑥工具・器具及び備品	机、椅子、パソコン、複写機、陳列棚、エアコン、理容及び美容機器、医療機器、厨房用品など

## 2. 固定資産税償却資産の対象とならないもの

①無形減価償却資産（例 電話加入権・特許権・実用新案権等）

②耐用年数1年未満の資産。

③取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの。

（いわゆる少額償却資産）

④取得価格が20万未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括して均等償却するもの。

（いわゆる一括償却資産）

⑤自動車税及び軽自動車税の対象となるもの。

（③・④の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により、通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。）

## 3. 課税標準額

個々の資産の評価額の合計額が課税標準額となります。ただし、課税標準額の特例の規定が適用される場合は、その該当資産については決定価格にこの特例率を乗じたものが課税標準額となります。

## 4. 税率

課税標準額に1.4%を乗じた額が、税額となります。（100円未満切捨て）

## 5. 免税点

全資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されませんが申告は必要です。